

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 特別労働相談窓口

中国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響に関するご相談をお受けします。

**電話番号 0742-32-0202**  
**受付時間 9時00分～17時00分**  
電話・来庁どちらでも可（土日・祝日除く）

## 【小学校等の臨時休業に伴う支援】

助成金のご案内……………☎ 別添1  
お子様一時預かり先情報 ……☎ 別添2

### ～「特別休暇制度」導入のご案内～

労働者が安心して休めるよう、病気療養のための休暇など、特別休暇制度の導入に関するコンサルティング（電話、訪問）も無料で実施しています。

※特別な休暇制度について「働き方・休み方改善ポータルサイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

※「働き方・休み方コンサルタント」等のご案内

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shisaku-shiensaku/>

### 奈良労働局雇用環境・均等室

所在地 奈良市法蓮町387

奈良第三地方合同庁舎2F



※労働相談以外のご相談は、下記へご相談ください。

### ○厚生労働省の電話相談窓口

電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

### ○帰国者・接触者相談センター

湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にてご相談を受け付けています。

## 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

**小学校等(※)の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します！**

※ 小学校等とは、小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等をいいます。



**小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！**

### 【特例の対象となる企業・特例措置の内容】

○ **臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対して、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた企業**

\* **有給の休暇は、労働基準法に定める年次有給休暇とは別である必要があります。**

※ 就業規則の改定による新たな休暇制度の導入を必ずしも求めるものではありません。

○ **令和2年2月27日から3月31日までに取得した有給休暇が対象です。**

#### 助成内容

令和2年2月27日から3月31日において、**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額**

\* 1日1人当たり**8,330円**を助成の上限とします。

\* 大企業、中小企業ともに同様です。

\* 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある小学校等に通う子の保護者に対する有給の休暇に関しても、対象となります。

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急に周知します。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局から周知します。

新型コロナ 休暇支援

検索



# お子様の一時預かり先などをお探しの皆さまへ

別添2

厚生労働省子ども家庭局

各市町村では、お子様の一時預かりなどが必要な方へ、以下のようなサポートを行っています。  
詳しくはお住まいの市町村の子ども・子育て支援担当部局にお問い合わせください。

## 放課後児童クラブ

●保護者が昼間家庭にいないお子さんが、放課後や長期休暇に、小学校の教室や児童館などで過ごすことができます。

## ファミリー・サポート・センター

●子育て中の方を対象に、お子様の一時的な預かりを希望する方と、受け入れを希望する方とのマッチングを行っています。

## 地域子育て支援拠点

●地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。  
地域の子育て情報の発信や、子育てに関する講習会等を実施しています。

## 一時預かり保育

●急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに沿った、一時預かりを行っています。幼稚園終了後や、土曜日などにも預けることができます。